

第12分科会

高齢社会における住環境

薄井 有三（建設労働者協同組合）

分科会開催の趣旨と感想

日本の急速な高齢化は、さまざまな課題を抱えたまま進行している。2000年4月に施行された「公的介護保険」制度は、福祉を措置から保険へ、個人から社会が支える仕組みへと転換した。80年代に「在宅ケア」が提唱されてきたが、その中で「住環境」という視点を持つことがなく論じられてきた感がある。しかし、在宅を目指す上で「住環境」は欠かすことのできない課題であり、住宅内事故の増加を見ても明らかである。自治体でも「住宅改造費助成制度」が80年の終わりに設けられたが、介護保険制度では20万を上限とする住宅改修費用が保険として設けられた。また、99年5月から始まった東京商工会議所の「福祉住環境コーディネーター」検定では、受験者が10万人を超えたという。このような社会背景の中で、単に住まいだけの問題ではなく、住環境をとりまく広い意味での「まちづくり」という視点も織り交ぜ、問題提起と今後の課題とを議論する場として開催した。この分科会は協同集会では初めてであり、進め方も不十分さがあったが、会場からの発言も活発で、

全体的には、①居住福祉ということの必要性②市民運動としてのまちづくり。③専門知識を含めた教育。④国、自治体としての住環境における政策。これらが今後の課題として提起された。今後の福祉社会を創造していく上では重要な課題であり、引き続きさまざまな場での実践と交流の必要を実感した。

分科会の報告

溝口千恵子さん

高齢者の施設設計に関わっていたが、補助金事業でお金の使い道の間違った施設があちこちに建っていた。玄関はホテルのように立派だが、入居者はベット一つにダンボール箱2つしか持ち込めない生活を強いられていた。そこが高齢者にとっては終の棲家になることを考えたとき、憤りを感じ、勉強会をしながら住宅改修へと進んだ。その当時は介護ショップが介護用品を販売するついでに行っていたが、自分たちで設計・施工をする必要性を感じた。主に東京都の住宅改造費助成事業をメインに3600程の事例を手がけてきた。2000年4月からは介護保険に移行して大きな変



パネリスト

溝口千恵子（株式会社高齢者住環境研究所）

松平弘久（町田すまいの会）

松村優（福祉医療建築の連携による住環境改善研究会）

渡辺光子（青山環境デザイン研究所）

梶原正樹（医業経営コンサルタント）

コメンテーター

吉竹弘行（シルバー振興会／生活・福祉環境づくり21）

コーディネーター

薄井有三（建設労協）

化があった。

① 相談業務、住宅改修のニーズを拾い上げてくる立場の人が、以前は自治体の担当者であったが、介護保険下ではケアマネージャーになり、大幅に仕事が減った。

② 業者の問題として、住宅改修＝建築業者という考え方に移行し、高齢者にとって「いい改造」が行なわれなくなった。高齢者が望んでいる改修と違う目的をもった改修の提案がなされたりしている。例として和式トイレの改修で、最初大手のメーカーに見積もりを取ったら78万円の見積もりが出され、そこまでお金が出せないで別の業者から見積もってもらったら、48万円の見積もりだった。3件目に自分のところにきて28万円で見積もった。グレードアップをした改修を求めているのではなく、自立した生活を求めていることを業者は理解していない。

③ 施主の変化として、今までの助成制度では所得制限はあるものの総合的に全部の部屋を改修すると150万近くの助成金があったが、介護保険では20万円という枠と同時に1割自己負担になり、少しでも負担を軽くしたいという要望が多くなった。浴槽の取り替えなどは東

京都の場合補助金制度で行なっているが、これも1割負担のため少なくなっている。同時に、安全・自立のための改修が20万円でもどこまでできるか疑問を感じている。

④ 医療・福祉関係者との連携が大事だと言われてきたが、介護保険前は連携がうまくいきつつあったが、今はそのようなことがどこからも出てこない。

上記以外にも、介護保険の住宅改修での自治体の判断がまちまちであったりする。介護保険のキーマンであるケアマネージャーの教育が必要。業者を選ぶ目を持つことが必要。大手だからといって安心ではなく、手抜きをされる。きめ細かな対応と、実績が求められる。新築しても車いすで生活できない家を作ったりしても対応してくれないなどの話が出てきている。効果的な住宅改修は大変難しい問題だということを、作り手・居住者が認識する必要がある。

松平弘久さん

7～8年前に、町田市の「高齢社会保健福祉総合計画」に、大宇根さん（町田すまいの会代表）が住環境に関する検討委員会に参加し、

始め、先頭をきる建築の集団として「快居の会」を作った。

本人の身体の状況や家屋の状態を調査し、シュミレーションを行なう。福祉用具に関しても操作が本当にできるのか、介護をする人が使えるのか、なども考慮し、図面を書く。その図面を元に妥当な所に見積もりを出してもらい、施工するが、設計者として監理を行ない、施工後も実際に使えるかどうかをフォローアップする、という一連の流れで仕事を進めていく。設計監理費として工事費の10%を頂いているが、大阪市は50万円までの助成というケースが多いので、5万円が設計監理費になるが、到底辻褄が合わない。今のところ複数の設計者のチームとして行なっているので、たまに1千万円位の増築の仕事と合わせてあれば、そこで100万円位の設計料が出るので、その一部を会費としてストックし、そのストック分をしんどい部分に補充していく、ということではどうかしている。

「福・医・建」のNPOは、研修企画や出版活動を中心に行なっている。NPOができたから相談が増えたかという、介護保険の問題や社会的状況もあるだろうが、以前より少なくなっている。住居改善が生活の中で大切なんだ、ということを広く知ってもらうことに力を入れる必要がある。その掘り起こしを行なう上では、幅広い団体との連携も必要。

実際の仕事は「気配り」「気遣い」的なこと。こうあったらもうちょっと楽に生活できるのに、こうあったら心地よいのに、ということに技術が役立つという部分で関わる。そのかわりを地域とか身近な所で積み上げていく中で広がりもでてくる。色々な人びととの協

同が課題としてある。

渡辺光子さん

12年位前から高齢社会と住環境というテーマで活動をしてきた。その当時はバリアフリーといっても建築家でも知らない人が多い時代だった。今まで人生50年と言われていた時代から80年になり、どうしても高齢になれば身体機能が低下し、場合によっては障害を持つようになる。住宅内での事故も多く、死亡率も交通事故で亡くなる高齢者より多い。ちょっとした段差で転倒して大腿骨を骨折し、そのまま長期入院するケースも多い。厚生省の政策として介護保険に住宅改修を入れたのは、それらを未然に防ぎたい、という予防的なことも政策としてある。

福祉住環境コーディネーターは、東京商工会議所の女性経営者の役員をしている関係もあり、10年位社会人教育をする上で、福祉関係、介護関係、建築関係、福祉用具の専門の先生方と試行錯誤をしながら、この内容を何とか検定にできないか、ということ検定センターに持ち込み、東商には社会福祉に寄与するというテーマがある中、1年少し検討されて採り入れられた。これは、保健・医療・福祉・建築・福祉用具という、非常に幅広い内容になっている。今の日本の教育の縦割り制度だと、建築のことや住宅のことを知りたいたいと思っても、専門学校とか大学に行かなければ勉強できない、という状況があるので、横断的な内容になっているのが一つの特徴。受験層は、建築に関わるインテリアコーディネーターや建築士も含め30%位で、福祉・医療関係が次に多い。これは介護保険の仕事上の

以下というように決められている。レバーハンドルの高さを1メートル以下にしろ、というようなことが書かれている。日本の福祉条例などには一切そのようなことが書かれていない。そのADAGの他に、「公正住宅改修法」というのがある。住宅最低基準、高齢者・小さい子供も含めて、住宅をこうしろという国として決めたものがある。日本のように地方自治体が介護保険で、玄関先までがどうか、というような議論にはならない。基本的に国の基準を決め、法律を作る必要がある。同時に、科学的な論拠を明確にした教育をどのように広めるか、ということ考えることが必要になる。65歳以上の人が2010年にはもっと増える。もう時間がない、ということ認識する必要がある。

吉竹弘行さん

「労働者協同組合は「居住福祉」の推進母体となってほしい」

仕事から出張が多いのですが、自宅に帰ってくると本当に枕を高くして眠ることができません。阪神淡路大震災や、三宅島噴火報道に見られるように、避難所からいつになったら安住の地である自宅に移り住むことができるかわからないことは、精神的に大変苦しいことだと思います。このように自分の家で安心して暮らせることが、全ての福祉政策の基本であると思います。そうしたことから、今回の分科会で居住環境の問題が取り上げられ「居住福祉」について討議できたことは、大変意義あることだと思います。

今回の討議では、主として介護保険制度の発足を受けた住宅改造に関する課題や、解決

方法について討議がなされました。討議を通じて感じたことは、介護保険制度施行により、福祉政策への民間企業の直接的関与が認められた結果、自治体指導力の低下、住宅政策の貧しさ、民間企業自身の社会的貢献思考不足が露呈してきたことです。特に日本の住宅政策が、私有財産として自宅を持たせる金融制度を重視してきた結果、量的整備はできたものの、住宅を社会財産として全く認識できない社会風潮を醸成してしまったことは、みんなで譲り合いながら地域全体で居住環境を整えていく、といった居住福祉という考え方を展開していく場合には、大変な制約になると考えます。

また、今回の討議では、住宅や道路等を含めたハード整備や、在宅サービスの提供、あるいは人材育成等について討議されましたが、もっと重要なのは、住民が自分の住む地域を、良い地域にしていくという意識をもたせることであると思います。私は2年間ほど公立中学校のPTA会長をしましたが、ほとんどの親が、学校とPTA役員に頼り、自分の子供を地域の財産としてきちんと育てる、という意識も協力する意思も持っていませんでした。

協同労働の本質は、地域の中でお互いの持つ能力を有機的に組合せ、本当に地域に役立つ活動をしていくことである、というお話があります。今後の活動でも、単に協同労働で収益を上げることを検討するだけでなく、地域での居住福祉のため、行政、企業、生活者を含めた調整を行なえる推進母体となるには、どういった対応を図っていくべきかについて考えていただければと思います。

(新たに寄稿していただきました)

ってっていますがおいつきません。もっとコーディネートする人が必要なのでヘルパーに3級を取ってもらおうと思っていること。それと町づくりの観点から住宅問題を考えたくて参加しました。報告者が殆ど設計士でしたが、各々違う観点から住宅問題を考えて活動しているので本当にわかりやすかった。特に印象深いのは「町田住まいの会」これには大きなヒントを頂きました。ケアマネット枚方で提案しもう一つ大きなひろがりを作れそうです。私も来年は2級受ける決意をしました。今回の協同集会是私にとって今までにない実感が持てました。実行委員の皆さんご苦労様でした。

飯田修一さん（(株)現代建築研究所）：

大変興味深い内容でした。行政を動かし、住民のネットワークを作るとともに、モデル事業を作って、社会に広報するのも良い方法では。勿論これは良いビジネスである必要があると思います。

